



# もう設置されましたか？

# 住宅用火災警報器

『住宅用火災警報器設置促進補助金』の受付は3月31日までです



煙感知式



熱感知式  
(主に台所へ設置)

町では、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、自治会や個人等での住宅用火災警報器の購入に対して、費用の一部を補助しています。

火災警報器の設置は、法令により**平成23年5月31日までに**寝室等へ設置することが義務付けられており、この期限までに各個人の責任で設置することとなっています。こうしたことから、町では、安心安全なまちづくりを推進するため、「住宅用火災警報器設置率100%」を目指し、住宅用火災警報器1個につき1,000円(1世帯あたり2個までを限度)の補助をしています。まだ住宅用火災警報器を設置されていない世帯はぜひご活用ください。

なお、平成21年度においてこの補助金を交付した世帯につきましては、補助の対象とはなりません。

■補助額…1個につき 1,000円 ※ただし、1世帯あたり2個を限度

■補助の対象…自治会等の代表者、世帯主などの世帯の代表者

■設置(補助)の対象となる世帯…町内に住所を有し、現に居住している世帯

※ただし、下記の①～③世帯は設置の対象となりません

①同補助金制度で既に住宅用火災警報器を設置された世帯

②アパート等の賃貸住宅、社宅等の事業用住宅に居住している世帯

③「日野町高齢者および障害者等のための住宅用火災警報器給付事業」の制度に該当する世帯

■補助の対象となる火災警報器

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、日野町内の販売店で購入した住宅用火災警報器で、次の①～③のすべてに該当するもの

①日本消防検定協会の鑑定合格品(NSマーク付き)

②電源は電池式で電池寿命が10年式のもの、または交流式のもの

③煙感知式または熱感知式の警報器(煙感知式…寝室・階段等の「義務設置対象箇所」およびその他の居室に設置する機種、熱感知式…主に台所への設置に適する機種)

## 平成23年 消防協会日野支部消防出初式が開催されます



新春の恒例行事「消防協会日野支部消防出初式」が1月9日(日)午後1時30分から日野公民館において開催されます。

当日は消防団員および消防団の全車両が参加しての祝賀パレードや、祝賀放水が披露されます。地域の安全安心を守るために昼夜を問わず活躍している消防団員の勇姿をぜひご覧ください。

◆申請・問い合わせ先 総務課 総務担当 ☎②6500 有線⑤7762